

米国諸州の FIT では、需要家の負担軽減のためにどのような配慮がなされているのか？

佐藤 佳邦

この7月から、再生可能エネルギー特別措置法に基づく、再エネ電力の買取制度(FIT)が始まる。4月25日の経産省の調達価格等算定委員会で、買取価格等が示された。本稿執筆時点では最終決定はされていないが、今後は、同委員会でも議論されたように、普及と需要家負担とのバランスや、電気事業者に一定割合の再エネ電力の調達を義務付けた RPS 制度廃止後の再エネ普及策全体における FIT の位置付けなどが問題になる。

これまで日本の FIT の議論では、ドイツなどの欧州諸国が参照されることが多かった。しかし、ここ数年、米国でもいくつかの州で FIT 導入が進んでいる。米国の FIT は、買取価格決定方法で需要家負担軽減ための配慮がなされており、日本での今後の議論の参考になると思われる。

まず、米国の FIT の買取価格の決定方法には、電源費用方式と回避費用方式がある。FIT を導入している5州(カリフォルニア、バーモント、オレゴン、ハワイ、ルイジアナの各州)のうち、バーモントとハワイの両州が採用する電源費用方式では、買取の対象となっている電源の各種費用を積み上げ、これを基礎に買取価格を決める。日本の方法はこれに近い。本方式では、既存の卸電力よりも高値で再エネ電力を買い取るため、需要家の追加負担が発生し、不経済な電源まで買取対象となる懸念がある。そこでハワイ州では、再エネ発電事業者の実際の費用をそのまま用いず、州公益事業委員会の決定によって、設置費用、運転費用ともに、効率性を反映した典型的、平均的な費用を用いることになっている。非効率な事業者の費用を算定の基礎から除くことで、需要家の負担が膨らまないよう配慮している。

FIT の下で再エネ電力を買い取った電力会社はその分だけ燃料費等が不要となるが、カリフォルニア、ルイジアナ、オレゴンの各州が採用する回避費用方式では、その不要となった費用(回避費用)を基礎に、これに環境価値を付して買取価格を決める。一般的には、この回避費用方式のほうが買取価格は低くなる。

次に、FIT を実施する5州のうちルイジアナを除く4州が、並行して RPS を実施している。これらの州では、FIT は RPS 目標値達成を補助するための手段と位置付けられている。したがって、これら4州では、RPS 義務量の枠内で FIT の買取義務の上限値が設定され、FIT の下で買い取った再エネ電力の環境価値は、原則として買取りを実施した電力会社等に移転する。

つまりこれらの州では、RPS が州全体の再エネ電力の導入目標という大枠を設定し、FIT がこれを補完するという関係なのである。RPS を有さないルイジアナ州でも、FIT の買取量には上限値が設けられている。したがって、これらの州では、導入目標が適切である限りにおいては、一部の欧州諸国で起こったような、FIT による再エネ電源の爆発的普及と、需要家負担の予期せぬ急拡大といったことは、未然に防がれている。また、本来 RPS は数量を定めて価格を市場に委ねる制度で、FIT は価格を定めて数量を市場に委ねるものだが、

ゼミナール(21)

米国ではFIT導入州でも価格を市場メカニズムに委ねるRPSが基本となっているのである。

日本のFITでは、再エネ特措法は、買取価格を当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用を基礎に、再エネ発電事業者が受けるべき適正な利潤など種々の要因を勘案して決定するとしており、様々な考慮が入りやすい余地がある。一方で、先述のハワイ州の例では、FITを導入した州公益事業委員会の決定において、買取価格を再エネ電源の費用を用いるとしているが、価格を実際に決定する際には効率性を反映した費用を用いることとしている。

また、米国ではFITの買取上限を設けているが、日本のFITの買取義務には原則として制限がなく、一部の欧州諸国のように、需要家や国民の負担が当初の予想を超えて拡大する可能性がある。そして、再エネ電力の普及目標を定めたRPS廃止後に、今般のFITで最終的にどの程度の再エネ電源拡大を目指すのか、再エネ普及の「絵姿」の中にFITをどう位置付けるのかが不明瞭であり、国民負担のイメージも掴みにくい現状である。

今後の見直しの議論においては、このような点に関する国民的議論が必要だろう。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 主任研究員

佐藤 佳邦 / さとう・よしくに

2006年4月入所。専門は、独占禁止法・競争政策。